

議案第148号

財産の取得について《備蓄用マスク》

備蓄用マスクを、次のとおり取得する。

令和2年10月2日提出

京丹後市長 中山 泰

1 取得する財産の種別及び数量

ディスポーザブルフェイスマスク 10,966箱（1箱50枚入り 548,300枚）

2 取得の目的

今後の感染症対策等に対応するため、備蓄用としてマスクを購入する。

3 取得の方法

随意契約

4 取得金額 26,386,937円（うち消費税及び地方消費税額 2,398,812円）

5 取得の相手方

京都府京丹後市峰山町杉谷 8 3 6 番地の 1

京丹後市商工会

会長 行待 佳平

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び京丹後市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年京丹後市条例第 77 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決に付する必要がある。

1 購入するマスクの概要

- ア 名称        ディスポーザブルフェイスマスク
- イ 規格        3層サージカル
- ウ 枚数        10,966箱（1箱50枚入り 548,300枚）

(参考写真)

